

畝傍東小学校ホームページ運用規則

R5.5.22

この規定は、橿原市立畝傍東小学校 (以下「本校」と称する。)の教育活動をより効果的に行うために、奈良県教育委員会「インターネットの教育利用に関するガイドライン」に基づき、本校における学校ホームページの作成と公開に関し必要な事項を定めるものである。本校はホームページの作成と公開に際し、以下に定める事項に基づき運用するものとする。

記

1 目的

- (1) 本校の教育活動について、広く一般に情報公開し、理解と協力を得る。
- (2) 地域社会等への開かれた学校の窓口として有効活用する。

2 運用と管理

- (1) 本校ホームページの内容については個人情報の重要性を認識し、学校長の責任において運用・管理を行い、公開する。

3 遵守事項

- (1) 奈良県教育委員会「インターネットの教育利用に関するガイドライン」及び橿原市個人情報保護条例及び「橿原市立小中学校における児童生徒の個人情報の取り扱いルール」を遵守する。
- (2) ホームページへの記載内容は、「1 目的」に沿ったものとする。

4 情報の保護

- (1) 毎年、年度当初に「本校ホームページ等への写真掲載」について保護者に周知し、承諾を得る。(転入生については、随時、承諾を得る)
- (2) 個人が特定されるような児童・保護者の個人情報は掲載しない。

5 内容の訂正及び削除

- (1) 本人もしくは保護者から内容の訂正や取り消しを求められた場合は、速やかに内容を変更する。
- (2) 教育委員会やその他の組織・団体、または個人から、ホームページの掲載内容に指摘を受けた場合は、速やかに適切な処置をとる。

6 その他

- (1) ホームページ上の文書・写真等の著作権は、本校が有する。
- (2) この規則に見直しの必要が生じた場合は、本校職員会議で検討し学校長が改訂する。
- (3) 本規則は、平成 27 年 4 月 15 日から効力を有する。